

一般廃棄物処理業許可証

住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号

氏名 クリーンシステム株式会社
代表取締役 井古田 晃 伸

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和4年6月28日

越谷市長 福田 晃



営業所の所在地及び名称	越谷市北越谷一丁目22番3号ビューメゾン・フカツ107号 クリーンシステム株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ
収集運搬及び処分の別	収集・運搬(保管・積み替えを除く)
営業区域	限定(越谷市立第一学校給食センター、第二学校給食センター、第三学校給食センター)
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

許可の条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。
- 2 許可車両の保管場所は、さいたま市桜区道場3-27-20とする。
- 3 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。
- 4 処分先について
可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。
不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。
食品循環資源は、株式会社アイル・クリーンテック寄居工場（大里郡寄居町三ヶ山328番地）とする。

許可の条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。

遵守事項

- 1 業務実績報告書は、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 2 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 3 収集、運搬業務は、2人以上の乗車とすること。

許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	内容
令和4年3月30日	指令廃第661-29号	更新許可
令和4年6月17日	—	変更届（代表者）
	以下余白	